



島根県報

平成28年3月29日（火）

号外第55号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

島根県情報公開条例の規定による運用状況の公表

（総 務 課） 2

島根県個人情報保護条例の規定による運用状況の公表

（ ” ” ） 4

公 告

島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第37条の規定により、平成26年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成28年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 公文書公開の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	受付数	公文書数
県政情報センター	1,403	5,523
松江地区県政情報コーナー	7	28
雲南地区県政情報コーナー		
出雲地区県政情報コーナー	13	23
県央地区県政情報コーナー	7	7
浜田地区県政情報コーナー	65	105
益田地区県政情報コーナー	11	47
隠岐地区県政情報コーナー		
単独地方機関等	1	1
小 計	1,507	5,734
警察情報公開センター	10	44
各警察署情報公開窓口		
小 計	10	44
合 計	1,517	5,778

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書の数をいう。

2 「公文書数」は、決定した公文書の件数をいう。

(2) 請求の処理状況

単位：件

公 開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	却 下	取下げ	検討中	合 計
5,155	436	12	153	3		19		5,778

注 1 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

(3) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実施機関	合計		
	本庁	地方機関	
知事	5,552	1,482	4,070
政策企画局			
総務部	410	159	251
防災部	51	51	

地域振興部	3	1	2
環境生活部	85	85	
健康福祉部	1,535	798	737
農林水産部	203	99	104
商工労働部	45	41	4
土木部	3,125	181	2,944
出納局			
企業局	95	67	28
病院事業管理者	31		31
議会	5	5	
教育委員会	38	38	
選挙管理委員会	49	49	
人事委員会			
監査委員			
公安委員会			
警察本部長	103	103	
労働委員会			
取用委員会			
海区漁業調整委員会			
内水面漁場管理委員会			
地方独立行政法人			
合 計	5,778	1,677	4,101

注 合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

2 不服申立ての状況

単位：件

不服申立て	処 理 内 訳						
	認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
9 (繰越 4)	1	1	1		3	3	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

3 情報提供の状況

単位：件、人、冊

窓 口	相談・案内		行政資料の利用			
	電話対応	窓口対応	閲 覧		貸出し	
			利用者	資料	利用者	資料
県政情報センター	203	376	185	453	77	213
松江地区県政情報コーナー		16	10	30		
雲南地区県政情報コーナー	1	9	15	21		
出雲地区県政情報コーナー	8	118	85	231	2	2

県央地区県政情報コーナー	22	84	26	84	4	17
浜田地区県政情報コーナー	10	18	37	102		
益田地区県政情報コーナー	2	10	44	109	2	2
隠岐地区県政情報コーナー		7				
小 計	246	638	402	1,030	85	234
警察情報公開センター	9	5				
各警察署情報公開窓口	6	2				
小 計	15	7				
合 計	261	645	402	1,030	85	234

注 「利用者」は行政資料利用の延べ人数を、「資料」は延べ冊数をいう。

4 会議の開催状況

単位：回、人

区 分	会議開催	公開・非公開の別			傍聴者
		公 開	一部公開	非公開	
附属機関	230	71	25	134	32
附属機関に類するもの	151	79	63	9	145
合 計	381	150	88	143	177

5 出資法人の情報公開状況

(1) 申出及び処理状況

単位：団体、件

情報公開を 実施している 法 人	公開申出 のあった 法 人	公開申出	回 答 の 内 訳					その他
			公 開	部 分 公 開	非公開	不存在	存否応 答拒否	
18	2	2	1	1				

注 1 「公開申出」は、公開申出書の数をいう。

2 「回答の内訳」は、通知書の数をいう。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開を除く。

4 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(2) 異議申出の状況

該当なし

島根県個人情報保護条例（平成14年島根県条例第7号）第50条の規定により、平成26年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成28年 3 月 29 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 個人情報の開示請求、訂正等の請求及び利用停止請求の状況

(1) 請求の窓口別内訳

単位：件

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
県政情報センター	11	16					11	16

松江地区県政情報コーナー					
雲南地区県政情報コーナー					
出雲地区県政情報コーナー	4	31		4	31
県央地区県政情報コーナー					
浜田地区県政情報コーナー					
益田地区県政情報コーナー	1	1		1	1
隠岐地区県政情報コーナー					
単独地方機関等	4	4		4	4
小 計	20	52		20	52
警察情報公開センター	6	28		6	28
各警察署情報公開窓口	7	8		7	8
小 計	13	36		13	36
合 計	33	88		33	88

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書又は個人情報利用停止請求書の数をいう。

3 「公文書数」は、決定し、処理をした公文書の数をいう。

(2) 請求の実施機関別内訳

単位：件

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合 計
知事	45			45
政策企画局				
総務部	20			20
防災部				
地域振興部				
環境生活部				
健康福祉部	13			13
農林水産部	12			12
商工労働部				
土木部				
出納局				
企業局				
病院事業管理者				
議会				
教育委員会	7			7
選挙管理委員会				
人事委員会				
監査委員				
公安委員会				
警察本部長	36			36
労働委員会				
収用委員会				
海区漁業調整委員会				

内水面漁場管理委員会				
地方独立行政法人				
合 計	88			88

注 1 「開示請求」は、島根県個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書」の件数と一致する。

(3) 口頭による開示請求の実施状況

ア 対象となる個人情報の項目数 94件

イ 口頭による開示請求の実施 1,114件

2 個人情報の開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

単位：件

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合 計
30	54	1		1		2		88

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「公文書数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 訂正等請求の決定等の状況

該当なし

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

該当なし

4 不服申立ての件数及び決定状況

単位：件

区 分	不服申立て	処 理 内 訳						
		認 容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審議中	その他
開示請求	5 (繰越)					2	3	

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

5 出資法人の個人情報保護制度実施状況

(1) 個人情報保護制度を実施している法人

20団体

(2) 開示申出及び処理状況

単位：団体、件

開示申出のあった法人	開示申出	決 定 の 内 訳					その他
		開 示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	
1	12	12					

注 1 「開示申出」は、口頭による開示申出を除く。

2 「開示申出」は、開示申出書の数をいう。

3 「決定の内訳」は、通知書の数をいう。

4 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示を除く。

5 「その他」は、検討中のもの等の数をいう。

(3) 口頭による開示申出状況

該当なし

(4) 訂正等申出及び処理状況

該当なし

(5) 利用停止申出及び処理状況

該当なし

(6) 異議申出の状況

該当なし